

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和5年6月17日 03時05分ごろ
発生場所	関門港若松第5区製鉄戸畑泊地東側の防波堤 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位144° 1.4海里付近 （概位 北緯33° 55.4 東経130° 52.1）
事故の概要	プレジャーボート ^{いっすんぼうし} 一寸法師Ⅲは、南東進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 一寸法師Ⅲ、5トン未満（長さ9.36m）
船舶番号、船舶所有者等	281-17249福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底中央部及び右舷外板に破口及び亀裂 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、山口県下関市蓋井島^{ふたおい}周辺での釣りを終えて、関門港若松第5区堺川泊地の係留地に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、福岡県北九州市藍島^{あいの}西方沖を南東進中、操舵室の前面窓が曇って前方が見づらくなり、同窓を拭いたものの改善しなかったので、操船用リモコンを持って前部甲板に移動し、手動操舵により操船を続けた。</p> <p>船長は、関門港若松航路を横切り、製鉄戸畑泊地東側の防波堤（以下「本件防波堤」という。）の先端に設置されている灯火を見ながら本件防波堤先端沖を航行しようと思い、約11ノットの対地速力で南東進中、目前に本件防波堤を認め、急いで主機を後進に操作して左舵を取ったものの、本船の右舷側が本件防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、本件防波堤近くの浅所に乗り揚げて停止した。</p> <p>船長は、知人に連絡して救援を求め、来援した知人の船に同乗者を全員移乗させたのち、118番通報を行った。</p> <p>船長は、上げ潮に乗じて本船を離礁させ、自力で航行して係留地に帰航した。</p> <p>船長は、本件防波堤に複数設置されている灯火が陸上の明かりに紛れていたことで、同防波堤の先端から2つ目の灯火を同防波堤の先端の灯火と誤認し、本件防波堤に向けて航行してしまったと本事故後に</p>

	<p>思った。</p> <p>船長は、洞海湾口防波堤を通過した後、GPSプロッターの画面を確認せずに目視のみで操船していた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、関門港若松航路を横切り、本件防波堤先端沖に向けて南東進中、本件防波堤に複数設置されている灯火が陸上の明かりと重なる状況下、船長が、同防波堤の先端から2つ目の灯火を同防波堤の先端の灯火と誤認して航行を続けたことから、本件防波堤に接近していることに気付くのが遅れ、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が関門港若松航路を横切り、本件防波堤先端沖に向けて南東進中、本件防波堤に複数設置されている灯火が陸上の明かりと重なる状況下、船長が、同防波堤の先端から2つ目の灯火を同防波堤の先端の灯火と誤認して航行を続けたため、本件防波堤に接近していることに気付くのが遅れ、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船の船長は、夜間、港内を航行中、背景光により灯火が見づらい場合、GPSプロッター等を活用して船位を正確に把握すること。

付図1 事故発生経過概略図

